

参考資料

1. 丸亀市産業振興推進会議 委員名簿

(2018.3 月末現在)

分野	所属	役職	氏名	
識見を有する者	京都大学大学院経済学研究科	教授	オカダ トモヒロ 岡田 知弘	
	四国職業能力開発大学校	統括部長	コウ ユカ 後藤 豊	
	公益財団法人 かがわ産業支援財団	技術統括監(兼) 企業振興部長	ハマナカ タダカツ 濱中 忠勝	
	中小企業診断士		ヤマサキ ジュンイチ 山崎 純一	
産業経済団体の関係者・事業者	農業関係	丸亀市地域農業再生協議会	会長	マツオカ シゲル 松岡 繁
		香川県農業協同組合丸亀支店	営農経済課長	オウダ アキヒロ 奥田 哲大
	水産関係	丸亀地区水産振興対策協議会		ニシカワ マサル 西川 正則
	商工業関係	丸亀商工会議所	副会頭	マナベ シロウ 真鍋 志朗
		丸亀市飯綾商工会	理事	イケダ タクヤ 池田 卓也
		丸亀市中央商店街振興組合連合会	代表理事	スギオ ヒデミ 杉尾 英美
		丸亀市工業振興協議会		コウノ イクト 河野 幾人
	地場産業関係	香川県うちわ協同組合連合会	副会長	ヤノ トシロウ 矢野 俊郎
		青木石材協同組合	参事	ツツイ マサト 筒井 政人
	観光関係	一般財団法人丸亀市観光協会	副理事長	タナカ ヨシトモ 田中 祥友
		公益財団法人中津万象園保勝会	評議員	マナベ ユキコ 真鍋 有紀子
	金融関係	百十四銀行丸亀支店	支店長	スガ ヒロシ 菅 弘
	福祉関係	特別養護老人ホーム 珠光園	園長	フジイ マミ 藤井 満美
	勤労者	連合香川西地域協議会		カメイ ヨウコ 亀井 洋子
消費者	丸亀消費者友の会	副会長	マツシタ タカエ 松下 孝江	
公募委員			ミタニ ジュンコ 三谷 順子	
			シモカゼ いつき 下風 いつき	
			キイ タカヒコ 紀伊 孝彦	
			オカ チエ 岡 千枝	

2. 計画策定の経過

丸亀市産業振興計画策定の主な経過

年度	月	事項
平成 28 年度	5 月	○平成 28 年度 第 1 回丸亀市産業振興推進会議 専門部会開催
	6 月	○平成 28 年度 第 1 回丸亀市産業振興推進会議 全体会開催
	8 月	○産業振興計画策定に向けた基礎調査（京都大学） ・事業者ヒアリング ・各種統計データの整理
	10 月	○基礎調査結果 中間報告 ○平成 28 年度 第 2 回丸亀市産業振興推進会議 全体会開催
	1 月	○専門部会長会議開催 ○追加調査・ヒアリングの実施（京都大学）
	2 月	○平成 28 年度 第 2 回丸亀市産業振興推進会議 専門部会開催 ・次期産業振興計画に向けた意見交換、論点整理
	3 月	○基礎調査報告書の取りまとめ（京都大学）
	平成 29 年度	5 月
6 月		○平成 29 年度 第 1 回丸亀市産業振興推進会議 専門部会 ・基本理念、継続・拡充・廃止すべき施策に関するワークショップ
6~8 月		○産業振興計画（素案作成）
9 月		○産業振興推進会議委員に対する素案説明会の実施
10 月		○平成 29 年度 第 2 回丸亀市産業振興推進会議 全体会 ・次期丸亀市産業振興計画 素案に関する意見交換
11~12 月		○パブリックコメントに向けた素案の再修正
1~2 月		○パブリックコメントの実施
2 月		○平成 29 年度 第 3 回丸亀市産業振興推進会議 全体会開催 ・パブリックコメントの結果、素案に関する意見交換 ・概要版及び実施計画の説明、次年度以降の産業振興推進会議の進め方

3. 丸亀市産業振興条例（平成 23 年 3 月 24 日条例第 17 号）

美しい瀬戸内海に開かれた好立地を活かし、丸亀は古くから、政治、経済、文化などにおいて重要な役割を担い、城下町、港町として栄えてきた。

丸亀藩による「讃岐三白」と称される地場産品の塩、綿、砂糖の生産、流通の確立が豊かな地域づくりに寄与した。また、産業としてのうちわ、金比羅詣での港町として発展した商業、ため池構築による稲作の拡張、桃をはじめとする果樹栽培など、優れた先駆者と先人たちの努力により産業振興がなされてきた。

近年は上場企業が経済界を牽引する役割を果たし、高度経済成長期には丸亀市も臨海地区を中心に企業誘致を行い、そして何よりも中小企業が地域経済を支え、丸亀市の産業形成がなされた。

しかしながら、現在は地方経済も疲弊した状況が続いている。地方分権が進む中、国の経済政策に頼るだけではなく、自治体としての産業振興が重要な行政課題となってきた。

丸亀市においても、工業、商業、農業、水産業、観光、伝統工芸などの産業は、地域資源が持つ価値を発揮させることにより、市民生活を支える雇用をもたらすなど地域経済にとって重要な存在である。

そこで、自立する中小企業をはじめ、全産業の振興が丸亀市の更なる発展に欠かすことのできないものであることを共通認識し、地域環境の健全な構築を図りながら、すべての人の協働により、丸亀市民の生活維持・向上を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定・強化、中小企業の育成・発展、新規産業の創出、企業誘致、雇用の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業者 市内において経済活動を行うものをいう。
- （2） 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に定めるものをいう。
- （3） 産業経済団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会その他の市内において経済活動または地域産業の振興を行う団体等をいう。

（基本方針）

第 3 条 産業振興は、事業者の自主的な創意工夫、自助努力をもとに、市、事業者、産業経済団体及び市民が協働して推進するものとする。

- 2 地域の人材や技術などの資源を活かし、異業種間の連携や情報提供などにより、中小企業の育成を推進するものとする。
- 3 人材育成、勤労者の福利厚生の上昇に努め、地域雇用の確保を推進するものとする。
- 4 市の産品の地産地消及び市外における市場の拡大を図る地産外消を推進するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。
 - (1) 工業については、生産技術の高度化、知的財産の創造、保護及び活用並びに地域資源を活かした産学連携及び産産連携を推進する。
 - (2) 商業については、店舗の規模、営業形態等の違いによらず、地域に根ざし、共存共栄による活性化を推進する。
 - (3) 農業については、優良農地の確保、良質な農産物の供給を奨励するとともに、農地の持つ多面的な機能を活かした農業振興を推進する。また、担い手の確保、後継者の育成を推進する。
 - (4) 水産業については、水産物を安定的に供給していくため、瀬戸内の水産資源の情報提供、栽培漁業の推進及び後継者の育成を推進する。
 - (5) 観光については、地域の観光資源の創出に努めるとともに、既存の観光に関する情報を広く発信し、観光に関する産業の創出及び活性化を推進する。
 - (6) 新産業については、地元産業と学術研究機関等との連携を図るとともに、新たな産業分野への進出並びにベンチャー企業の創出及び育成を推進する。
 - (7) うちわをはじめとする伝統産業及び地場産業については、組織の強化、後継者の育成を図るとともに、更なる市場の拡大、発展を推進する。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本方針に基づき、産業振興にかかる計画を総合的に策定し、実施するものとする。また、その計画及び実施状況を公表するものとする。
- 2 市は、前項の計画実施に当たり、国、県その他の自治体との連携並びに事業者、産業経済団体、学術研究機関等及び市民との協働に努める。
 - 3 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農水産物等の受注機会の増大に努めるものとする。
 - 4 市は、産業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者及び産業経済団体の責務)

- 第5条 事業者は、自助努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるとともに、市または産業経済団体による産業振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めるものとする。
- 2 事業者は、法令を遵守し、自らの事業活動に期待される社会的な責任及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。
 - 3 産業経済団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、自らの事業活動を通じて地

域社会への貢献に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、産業振興が地域を活性化し、市民生活の向上に寄与することを理解し、地域における産業の振興に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの消費行動が地域産業に与える影響及び効果を理解し、事業者の利用に配慮するものとする。

(産業振興推進会議)

第7条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 産業経済団体の関係者

(3) 事業者

(4) 消費者

(5) 公募による者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、または関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。